

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	12-2
許認可等の種類	と畜場外への持出しの許可			
根拠法令条例等・条項	と畜場法施行令第5条第1項			
許認可等の概要	と畜場外への持出しの許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(厚生労働省令に示されているため)</p> <p>【参考】 ○と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号) (と畜場以外への持出しの禁止の特例) 第5条 法第14条第3項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 法第14条第3項第2号の厚生労働省で定める疾病の有無についての同項本文に規定する検査(次号及び第3号において「解体後検査」という。)を行う場合において、都道府県知事の許可を得て皮革の原料として牛の皮を持ち出すとき。 二 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て牛の改良増殖(学術研究の用に供する場合を含む。)の目的のために牛の卵巣を持ち出すとき。 三 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮(以下この号から第5号までにおいて「獣畜の肉等」という。)の所有者又は管理者が焼却するために獣畜の肉等の全部又は一部を持ち出すとき。 四 食品衛生監視員が食品衛生法(昭和22年法律第233号)第28条第1項の規定により獣畜の肉等の一部を収去するとき。 五 家畜防疫官又は家畜防疫員が家畜伝染病予防法(昭和26年法律166号)第51条第1項の規定により獣畜の肉等の一部を採取し、又は集取して持ち出すとき。 2 前項第1号から第3号までの許可の基準については、厚生労働省令で定める。 3 第1項第1号から第3号までの許可には、公衆衛生上必要な限度において条件を付することができる。</p> <p>○と畜場法施行規則(昭和28年9月28日厚生省令第44号)第12条</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			